



農道離着陸場設置条例を 否決しました

議案名

笠岡市農道離着陸場設置条例の制定
について

Q どんな条例なの？

A 広く産業の振興を図り、市民の福祉向上に寄与し、地域の活性化に資する施設として、笠岡市農道離着陸場を設置することに伴い、制定しようとするものです。

※この議案は、令和2年12月定例会において否決した経緯があります。

Q どうして否決したの？

A この議案は、より詳細な審査をするために厚生産業委員会へ付託されました。委員会の審査では、賛成少数で「否決すべきもの」となりました。審査の後、本会議で委員長報告が行われ、採決をした結果、否決となりました。

委員会での執行部からの説明と、委員の意見は次のとおりです。

執行部の説明

前回の否決理由4点について整理したということで、次の説明がありました。

1点目、「条例がこれまでの笠岡の使用実態に即した内容となっているか疑問である。」との意見については、「笠岡市農道離着陸場管理規定及び管理要綱を運用しつつ、これまでの農道空港の使用実績や他の農道離着陸場の運用を参考にしながら作成した。」

2点目、「持続可能な運営のため使用料が必要である。また、市内・市外の差別化や使用方法の制限も必要ではないか。」との意見については、「改正後の市内と市外の使用料について、最大で1.8倍の差となっている。市外の方の利用が7割から8割と大半を占める中で、収益性と市民メリットの向上を図ることとした。現在の利用状況、3年平均で計算した場合、年間約190万円の増収となる。また、使用方法についても、条例の制定により禁止行為に対する強制力が生じるため、違反を行った者について過料を課すようにする。」

3点目、「有効に空港を使用していくためには、新たな条例の制定が必要となる。」との意見については、「本条例案は、空港を有効に使っていくために指定管理者による管理も可能としている新たな条例として捉えている。」

4点目、「後年の維持管理が懸念される。」との意見については、「維持管理については、平成4年4月に岡山県と締結した笠岡地区土地改良財産管理委託協定において、財産の管理、改築、追加工事等は市が実施することとされている。現状、県所有のままであっても同様に維持管理費は発生する。」と説明がありました。

また、「笠岡ふれあい空港利用方針（案）のとおりに今後は多面的利用の促進に加え、民間の豊富な発想力と経験の導入により、集客力アップや世界の市場規模の急速な成長が予想される空飛ぶクルマやドローンなどの試験飛行場としての利用も考えていく。」との説明もありました。

委員の意見

◇広く専門的な見地を持った方々を中心に、今後の農道空港の利活用の方向性を示していただくような場を持っていただき、市民にそのビジョンを示していただきたい。

◇これまで、県から施設を譲り受けることは笠岡市にとって不利益であり、負担の多い事案になると議会へ説明していた経緯を踏まえると、このたびの説明を受け入れるには抵抗がある。

◇令和2年12月の定例会で否決している経緯がある。その条例の内容が変わってない中で、この条例制定をする意味があるのか。むしろ足かせになるのではないか。

◇笠岡ふれあい空港の周りには、広大な農地や道の駅笠岡バイファーム、日本遺産にも認定された笠岡諸島があり、そういった面で、捉えて人呼び込むことに繋がれば、トータルで見ると笠岡市にとってメリットがあるということは理解できるが、現状では、笠岡ふれあい空港には10台足らずの駐車場しかない。

理想は理想として、実際行おうとしてもできない現実がある。市が説明している未来の大きなビジョンと現状との整合性が取れておらず、矛盾している。